

令和 7 年度

閲 覧 設 計 書

工 事 名	谷山漁港水産基盤機能保全工事（R7-1工区）
工 事 箇 所	鹿児島市 南栄一丁目地内
河 川 ・ 路 線 名 地 区 名	谷山漁港
工 期	235日間 (繰越承認済み・余裕期間設定なし)

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
1) 特記仕様書	○
2) 図面	○
3) 工事費内訳書	○
4) 設計内訳（金抜）※	○
5) 位置情報	○

※『4)設計内訳(金抜)』は参考資料である。

◎本閲覧に関する問合せは、担当課までお願いします。

担 当 課	河川港湾課（鹿児島港係）
-------	--------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、
「実施設計図」を閲覧設計書に添付して
います。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部

特記仕様書

工 事 名：谷山漁港水産基盤機能保全工事（R7-1工区）

工 事 場 所：鹿児島市 南栄一丁目地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年10月) |
| (2) 土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年10月) |
| (3) 土木請負工事必携 | (鹿児島県HP掲載内容・契約時点) |
| (4) 工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5) その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

土木工事共通仕様書、特記仕様書内の各種様式及び実施要領等については、鹿児島県ホームページから取得できる。

(県ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査など)

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示（特記すべき事項）によるものとする。

第3条 その他

別紙参照

- (1) 港湾・漁港

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・ 契約工期は、 2 3 5 日間とする。	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
	余裕期間	→ 余裕期間設定契約制度の対象工事 → ○○日、○月○日まで	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」 試行工事 港湾・漁港工事編（通期） 4 週 8 休以上	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	概算数量発注	→ 概算数量発注方式により積算→工期設定 → 設計金額2,500万円未満→標準工期+15日付与 → 設計金額2,500万円以上→標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	－	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・ 中間前払金を請求することができる。 ①工期の2分の1以上を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。	契約書 第35条	－	○
	部分払い	・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。 ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	－	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	→ 予定価格1億円以上で対象工事 → （維持工事、建築工事、 港湾漁港工事は除く ）	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	→ 請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	→ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 → 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額 3,000万円以上） → 本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） → （令和6年7月24日通知→参照）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○
	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける工事	→ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 → ①工事全体で制約 → ②現道上の工種で制約 → ③積算しない	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	→ 施工箇所が点在する工事の積算方法 ― 「○○地区、○○地区、○○地区」 ― 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	
	現場環境改善 （イメージアップ）	・ 現場環境改善の適用工事 （一般土木編→港湾漁港編）	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	○
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	○
	地域外労働者確保 ―（地域外経費）―	→ 労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル ― 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	
		→ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について ―（1）三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 ― 加計呂麻島、与路島、請島の工事	特記事項	―	―
		→ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について ―（2）上記(1)以外の離島の工事	特記事項	―	―
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事 納品レベル：2 以上 （原則：設計金額1,000万円以上）	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	○
	三者技術調整会	→ 本工事は、三者技術調整会を開催する工事 ―	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 鹿児島地域振興局（守衛室） ※閉庁時 緊急連絡先： 099-805-7395	特記事項	―	○
	不当介入	・ 不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 （工事編）	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工 程 関 係	河川区域制約	→ 令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。―	特記事項	―	
	占用物件など	→ 令和○年○月○日までに、N T T 電柱移設が完了予定である。―	特記事項	―	
	部分引き渡し	→ 令和○年○月○日に○○○○部分を引渡しを行う。―	特記事項	―	
	作業不能日数	・ 本工事の工期は、波浪等による作業不能日数を見込む。 供用係数：1.65（海上係数ランク1）	特記事項	―	○
	他工区との調整	→ 先行している工事の工期は、令和3年12月○○日完成を予定しており、着手は、令和○年○月○日から着手となる。―	特記事項	―	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	→ 部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	－	
	王作物	→ Na.〇〇～Na.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	－	
	仮設ヤード	→ 本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 → (1) 場 所： → (2) 期 間： → (3) 復旧条件：	特記事項	－	
公害関係	公害防止	→ 本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	－	
	水替・流入防止対策	→ 本工事における〇〇王については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。	特記事項	－	
工事関係	土工活用工事	→ 発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	－	
		→ 受注者希望型（土工）			
		→ 受注者希望型（作業土工（床掘））			
		→ 受注者希望型（土工（1,000m3未満））			
		→ 受注者希望型（小規模土工）			
		→ 受注者希望型（法面工）			
		→ 受注者希望型（舗装工）			
		→ 受注者希望型（舗装工（修繕工））			
		→ 受注者希望型（付帯構造物設置工）			
		→ 受注者希望型（地盤改良工）			
		→ 受注者希望型（河川浚渫工）			
		→ 受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			
		→ 受注者希望型（構造物工（橋梁上部））			
		→ 受注者希望型（基礎工）			
		→ 受注者希望型（擁壁工）			
		→ 受注者希望型（コンクリート堰堤工）			
	コンクリート工	→ コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	－	
		呼び強度	スランズ	空気量	粗骨材最大粒径
		21N/mm2	8cm	4.50%	40mm
		18N/mm2	8cm	4.50%	40mm
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		消波工	65%以下	高炉B種	
		本体工	65%以下	高炉B種	
	スランズ	→ 鉄筋コンクリート構造物等のスランズ値について	共通仕様書 11-7-2-9	11-81	
	シラスコンクリート2次製品	→ シラスコンクリート間知ブロック、→ シラスコンクリート大型積ブロック、→ シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、→ シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、→ シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、→ シラスブロック（平板型）→（地域自然石型）、→ かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	共通仕様書 11-7-2-6	11-80	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	→ 現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	
	工事用道路関係	→ 盛土材の運搬経路は、土取場→主要県道○○○線→市道○○線→現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	－	
		→ ○道○○号は、○○市との協議の結果、○○t以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	－	
		→ 本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	－	
	仮設道路関係	→ 仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W＝――m、延長L＝――mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	－	
	工事標示施設	・ 通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 → 「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板	特記事項	－	○
	仮設備関係	→ 本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	
		→ 本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			
	ヤンバルトサカヤスデ	・ ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
	過積載防止	・ 建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○
	クレーン類の賃料	→ ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	－	
建設副産物	遠隔臨場（試行）	・ 公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
	鳥インフルエンザ	・ 高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受 入 れ 場 所 ÷ ○○市○○町○○地内 処 分 場 名 ÷ ○○○○○○処分場 運 搬 距 離 ÷ km そ の 他 ÷	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典		頁	該当項目
建設リサイクル法	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	－	
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 －（使用箇所）－	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲ %密粒再生				
		再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
建設発生土の利用	→○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76		
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
①指定副産物	コンクリート							
	アスファルト							
	木くず							
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉							
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
①処理概要								
	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
	品質基準	ヨーン指数						
生活環境保全土の基準	土壌環境基準（環境基本法）							
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）							

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
	建設汚泥の搬出 ――①施設の名称及び所在地――	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	②受入時間 〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分							
	――③その他 ――仮置き等必要条件――							
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-24	11-77	
	根株、伐採木等の利用 ――発生工事――	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	
	――利用工事――	→〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面王の基盤材として、発注者から引き受けることとする。――						
その他	関係機関との協議	・本工事の着手にあたっては、関係機関等との連絡調整及び諸手続きを行うこと。 手続き等が整った後、監督職員にその内容を報告し、進捗管理に努めること。 (関係機関：海上保安庁、農林水産部農林水産総務課総務企画係、谷山漁業協同組合等)				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	○
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	○
	路土工事の縮減	→路土工事縮減に関する行動計画 ①お盆 ②年末年始 ③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）――				特記事項	－	
	漁協権者との調整	・工事着手前に、漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、当該工事の理解と協力を得ること。				特記事項	－	○
	工事現場発生品	→在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。――				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	
		現場発生品名		引渡場所				
	支給材料及び貸与品	→本工事における支給品は、下記のとおりとする。――				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	
		支給品名	規格	数量・単位	支給場所			
部分使用	→本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。―― （１）部分使用範囲：別添図のとおり （２）目的：―― （３）部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	－		

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

1. 試行対象

本工事は、建設現場における担い手の確保・育成など労働環境の改善を目的とした試行対象工事であることから、対象項目は以下の通りである。

設計変更対応の項目もあることから、受注者は、工事着手前に試行対象実施の意向について、発注者へ工事打合簿により協議を行うこと。

(1) 週休2日

ア) 本工事は、港湾・漁港事業における通期の週休2日（4週8休以上・閉所率28.5%以上）の補正係数を以下の項目に乗じて計上している。

（補正係数） 労務費：1.02、共通仮設費：1.02、現場管理費：1.03

イ) 対象期間は、工事の着手日から完成日までであるが、着手日とは、工期開始日ではなく、実際に現場着手した日のことから、着手後、工事打合簿により報告のこと。

なお、対象期間のうち年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ウ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査

> 「週休2日」工事について 【港湾・漁港事業編】

(2) 熱中症対策

ア) 実施にあたっては、技術管理室長通知「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）に基づき行うものとする。

イ) 通知は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 積算基準

> 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

(3) 快適トイレ

ア) 実施にあたっては、「鹿児島県の建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき行うものとする。

イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査

> 建設現場における「快適トイレ」設置の試行について

(4) キャリアアップシステム

ア) 実施にあたっては、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うものとする。

イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査

> 建設キャリアアップシステム活用工事の試行について

(5) 遠隔臨場

ア) 実施にあたっては、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」に基づき行うものとする。

イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査

> 鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場の試行について

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

2. 施工環境監理者の配置

- (1) 本工事には、施工環境監理者を配置することとする。
- (2) 施工環境監理者の資格については、次のいずれかを有する者とする。
- ア) 技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者
- イ) 社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格、水産工学技士として登録した者
- (3) 施工計画書で記載する業務内容については、以下を基本とする。
- ア) 周辺海域の自然環境に対する検討
- 請負者は、発注者が示す資料等や漁業者等のヒアリングにより、工事場所周辺における自然環境や環境動植物の生息環境の把握に努め作業時期や作業方法等について、具体的な環境対策を記載のこと。
- イ) 環境改善等の技術的提案
- 必要に応じて、藻場の拡大や生物環境の改善に繋がる可能性を有する技術的提案を行うこと。
- (4) 施工環境監理者は、海上作業の環境対策に係る指導を行うこと。
- (5) 施工環境監理者は、周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示があればそれに従うこと。
- (6) 施工環境監理者は専任とするが、密接な関係にある2件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。
- (7) 施工環境監理者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人と兼務できるものとする。
- (8) 実施体制の表示は、施工計画書の現場組織表に施工環境監理者の氏名を記載するとともに、水産工学技士の有資格者は、技術者の資格者表に登録番号を記載のこと。
- (9) 工事現場内においては、資格証明書等（工事名・工期・顔写真・所属会社・社印入りの名札）を携帯すること。

－記載例－

現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工環境監理者などの資格者表				
氏名	職名	経験年数	資格種別及び合格番号	備考
	現場代理人	年	1級土木施工管理技士()	
	主任技術者	年	1級土木施工管理技士()	
	監理技術者	年	1級土木施工管理技士()	監理技術者資格(第)
	施工環境監理者	年	水産工学技士()	

現場組織表

○現場代理人
(氏名)

主任技術者
(氏名)

監理技術者
(氏名)

施工環境監理者
(氏名)

緊急時連絡先

測 量 係 (氏 名)

出 来 形 管 理 係 (氏 名)

品 質 管 理 係 (氏 名)

資 材 係 (氏 名)

労 務 係 (氏 名)

重 機 係 (氏 名)

安 全 管 理 係 (氏 名)

事 務 係 (氏 名)

基 TEL 000-0000-0000(氏 名)
夜 TEL 000-0000-0000(氏 名)

注) 1 現場常駐者は○印をつける。
2 自主的施工の場合は施工管理技術者を記入のこと。
3 その他必要な「係」があれば追加する。
4 現場事務所に掲載すること。

監理(主任)技術者【施工環境監理者】

氏 名 ○○ ○○

工事名 ○○工事

工 期 自○○年○○月○○日
至○○年○○月○○日

写真
2cm*3cm
程度

会 社 ◇◇建設株式会社 印

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

3. 港湾・漁港工事における現場環境改善

- (1) 現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所及び作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものであり、この趣旨を理解のうえ、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- (2) 現場環境改善の内容は、[別表－1]の中から概ね5項目を選択し実施すること。
- (3) 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- (4) 施工計画書に具体的な実施内容及び実施時期を記載すること。
- (5) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- (6) 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－1]

計上費目	実施する内容
仮設備関係	仮設備の設置、美装化に要する費用 1. 垂れ幕（横断幕）、2. 工事看板（説明板・案内板・PR看板）、 3. 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、4. ライトアップ
安全関係	安全器具の美装化、清掃に要する費用 1. 器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、 2. 工事標識、3. 安全標識照明、4. 安全器機（カラーコーン・回転灯）、 5. 安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・ 消火器））、6. 清掃費、熱中症予防、防寒対策
役務関係	イメージアップに係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
営繕関係	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 1. 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、 2. インフォメーション施設の設置および管理運営、3. 行事の開催
防災・危機管理関係	防災訓練に要する費用 1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・ 重機の燃料費、2. 回航えい航費・運搬費、3. 資機材の費用
担い手育成関係	現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 1. 現場見学会の開催・見学用設備、2. パンフレット・工法説明ビデオ、 3. 出張講座の資料作成

[別表－2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇、パンフレット・工法説明ビデオ、その他（完成予想図、 工法説明図、工事工程表など他の工事に転用できない物）	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
- 2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
- 3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
- 4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

現場環境改善実施計画書

令和〇〇年度〇〇〇〇工事（〇〇工区）

項 目	現場環境改善 を含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金 額
仮設備関係							
購入品	A	B	A-B	D	N	M	C*D*N*M
リース品	A	B	A-B	—	N	M	C*N*M
安全関係							
役務関係							
営繕関係							
防災・危機 管理関係							
担い手育成 関係							
合 計							

4. 工事用基準高等

本工事に使用する工事用基準高及び潮位は、以下のとおりとする。

(1) 漁港原点（全体平面図記載）

No.1 : H=+3.989m, X=−163548.130, Y=−44797.540 (船揚場付近)

No.2 : H=+3.503m, X=−163690.356, Y=−44595.293 (導流堤(B)先端付近)

(2) 工事用基準高（全体平面図記載）

K.B.M.1 : +3.467m (導流堤(A)②-3 No.0付近)

K.B.M.2 : +4.506m (導流堤(A)②-4 E.P付近)

(3) 潮位

H.H.W.L : +3.60m

H.W.L : +2.90m

T.P : +1.60m

M.L.W.L : +0.75m

L.W.L : ±0.00m

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

5. 防食工

- (1) 請負者は、工事に当たり着工前測量を実施し、測量結果を踏まえた工事計画を作成のうえ、設計図書と実際の現場における施工条件の一致など確認及び報告を行い、発注者の指示に従うこと。
- (2) 本工事は、導流堤港内・港外2区間の施工であるが、これまで港内側先行のことから、港外側（区間2）の既設鋼矢板の腐食、貫通状況などは、港内側の鋼板接着位置を踏まえたうえで確認を行うこと。
- (3) 既設鋼矢板の貫通孔等に接着する鋼板は、以下のとおりとする。

鋼板：溶接構造用 SM490A 厚板 9mm 密度 7.85 g/cm³

- (4) 鋼板の使用量は、既設鋼矢板の腐食が著しいことから、過年度実績を基に設計計上していることから、実際の工事現場と異なる場合、設計変更の対象とする。
- (5) 被覆防食の高さについて、以下のとおりとする。

上端：+2.90m（上部コンクリート下端）

下端：港内（区間1） -1.0m

港外（区間2） 現況水深+0.2m程度

6. 作業船運搬

- (1) 本工事で使用する作業船の運搬費は、以下のとおり設計計上している。
・組立式台船：福岡県～現場（往復）陸上輸送
- (2) 所在が、現設計より近距離からの運搬又は、受注者の責によらず必要と認められる場合、設計変更の対象とする。
- (3) 契約後、必要となる作業船の所在が確認できない場合、所在地が異なることが確認できる書面等をもって、発注者と協議のこと。
- (4) 運搬に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

7. 安全監視船

- (1) 本工事は、当該漁港を利用する漁船等往来のある航路上での作業であり、安全確保を図るため、安全監視船を設計計上のことから、海上海中作業の際は、配置により安全に期すること。
- (2) 安全監視船の配置は、予定日数を設計計上のことから、設計値と異なる場合、発注者との協議により設計変更の対象とする。
- (3) ただし、配置日数が施工遅延など請負者の責により増加する場合、設計変更の対象としない。

8. 潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置

請負者は、本工事の安全、的確、円滑な施工を確保するため、以下の配置要領に基づき、潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置を適正に行うこと。

- (1) 港湾工事等潜水作業従事者配置要領
- (2) 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

9. 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用

- (1) 受注者は、電子納品の際、工事完成時に「使用実績報告書」のエクセルデータを納めること。
- (2) 様式は、以下の鹿児島県ホームページから取得のこと。
県ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> 品質確保 > 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用
- (3) 発注者においては、工事完成後、電子納品されたエクセルデータを用いて集計を行うことから、
納品の際に受注者は、データの様式をシート削除、ファイル分割など加工しないこと。

10. 環境改善・工事関係書類の簡素化

- (1) 工事の実施にあたっては「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、
取り組むものとする。
- (2) 県ホームページ
・ ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 環境改善実施要領（工事編・業務編）
・ ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 工事関係書類簡素化の手引き

11. 情報共有システム活用推進

- (1) 発注者との協議・承諾・報告事項等は、工事打合簿により行うことから、情報共有システムを活用すること。
- (2) 情報共有システムは「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定めた
もので“A S P方式”を利用とする。
- (3) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議により決定とするが、工事稼働など
状況により、発注者からプロバイダを指定する場合もある。
- (4) 工事中は受発注者間での打合せ事項管理のうえ、工事終了後の完成図書に打合せ一覧表（電子・紙）
を添付すること。

12. 工程管理

- (1) 本工事の計画工程については、当該事業における関連工事との調整を密に行い、円滑な工程管理に
努めるものとする。
- (2) 工事月報など工事の進捗報告は、当該月の出来高及び状況写真等を毎月25日厳守のこと。
- (3) 工程管理は「土木工事施工管理基準」に従い的確に行うとともに、主要な工程変更は、監督職員と
協議を行うこと。

13. 中間検査

- (1) 本工事は、工事出来高が50%を超えた時点を目安に検査を行うこととする。
- (2) 現場の進捗状況を踏まえ、事前に工事打合簿により希望日等を申し出ること。
- (3) 検査の際は、現場作業休止の必要なく、現場は通常どおりで構わない。

第3条 その他【(1)港湾・漁港】

14. 緊急連絡体制等

- (1) 工事期間におけるゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始など長期に渡り現場閉所する場合、事前に休暇期間の管理体制及び緊急連絡体制を記した資料を提出すること。
- (2) 長期休暇時のパトロールは、環境改善・工事関係書類の簡素化により不要としているが、現道工事中で交通開放している場合などは、工事現場との分離処理を行ったうえで、現場パトロールの可否を監督職員との協議により決定すること。
- (3) 荒天の警報発令時は、天候状況により現場巡回を行い、結果を監督職員へ報告すること。

15. 現場一斉閉所

- (1) 本工事は、建設業における働き方改革の支援として、休日が取れる職場環境を目指して「公共工事における現場一斉閉所（公共工事リフレッシュサタデー）」の取組に努めること。
なお、実施については、受注者の判断によるものとする。
- (2) 令和7年度は、毎月毎週土曜日を実施日として、このうち毎月第2・第4土曜日は、九州・沖縄ブロック統一の現場閉所日と同一実施とする。
- (3) 実施日は、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。
ただし、保守点検等の現場管理上必要な作業の場合を除く。
- (4) 工程上やむを得ず、現場一斉閉所日に閉所が困難な場合、別の日に振り替えることができる。

数量総括表

谷山漁港水産基盤機能保全工事(R7-1工区)

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	計算式	数量		備 考
						設計値	積算値	
導流堤(A)								
	床堀工							
		水中人力床堀	土砂	m3	図面(11-2)	21.6	22	
	防食工							
		仮設足場設置・撤去		m	図面(11-5)	130.0	130	
		下地処理	かき落とし	m ²	図面(11-5)	551.7	552	
		端部処理		m	図面(11-5)	425.8	426	
		鋼板接着		m	図面(11-5)	155.0	155	
		鋼板材料		t	図面(11-5)	1.0	1	
		鋼材加工	両曲げ	m	図面(11-5)	10.3	10	
		ペトロラタム被覆	鋼矢板 FSP-VL型	m ²	図面(11-5)	99.4	99	
			鋼矢板 YSP-IV型	m ²	図面(11-5)	452.3	452	
	運搬費							
		組立式台船	運搬	往復		1	1	
			組立・解体	式		1	1	
	安全費							
		安全監視船	運転費	日		101	101	